

特集

乳幼児期の療育と子育て支援

特集にあたって

住民とともにつくる療育システム

白石 正久

しらいし まさひさ
龍谷大学、本誌編集委員

生命に対する権利、生存と発達への権利は、「子どもの権利条約」第6条で謳われる、子どもの固有の権利である。また、同条約第23条は、子どもが障害をもっている場合には、「可能な限りの無償」の原則により、「教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備およびレクリエーションの機会」が保障されるとする。

わが国においても、この国際条約を待つまでもなく、すべての子どもの健やかな成長と発達のために、乳幼児健診、親子教室、児童デイサービスや通園施設による療育、保育・幼児教育、医療とリハビリテーション、相談支援という系統性をもち、かつ発達と障害に対応する専門性と総合性をもったシステムの構築がめざされてきた。この経過においては、地域実態と住民要求に根ざした自治体の独自施策として具体化されたものが、国の施策として普遍化していったといってよいだろう。

しかし、臨調「行革」路線による「空白の80年代」を経て、財源が、国からの個別補助金ではなく、地方交付税・交付金として一般財源化されていく経過の中で、乳幼児健診にはじまるこのシステムは、各自治体の基本姿勢に翻弄されつつ、前進と後退を内包する苦渋に満ちた経過をたどった。また、通園施設が設置されていない県が残るなど、地域格差は拡大した。さらに、2006年の障害者自立支援法の本格実施によって、利用契約、応益負担、報酬の日額制を内容とする自己責任の原則が導入され

た。廃止要求の高まりや違憲訴訟を受けて、自立支援法は廃止が約束されたが、「障害者総合福祉法（仮称）」への「つなぎ」とされる法「改正」によって、自己責任の原則は延命された。また、市町村の実施責任が児童福祉法上に明記されている保育も、「子ども・子育て新システム」が企図され、自己責任の原則によって串刺しにされようとしている。

糸賀一雄は、今日の「特別児童扶養手当」にあたる「重度精神薄弱児扶養手当」に対して、「これが激励という意味をもとうというのならば、郵便局の窓口で渡すだけでなく、相談業務と結びつくのでなければならない。金さえ渡せばよいという姿のなかからは、問題ととり組み、つねに技術的な高みにおいて結びつくという方向がにじみ出してこないのである」（『福祉の思想』、NHKブックス、p.164、1968年）と述べた。国が子どもと保護者に「給付」するという現下のほとんどの施策は、この糸賀の指摘の視点によって根本から批判されるべきだろう。一方、私たちは、子どもと親、自治体職員、施設職員などとともに、「相談」の場に代表される共同によって、知恵と力を合わせ、励まし合い、住民のための療育システムをたしかなものにしていかなければならない。

このような課題意識により、情勢の解説とともに、住民本位の療育システムを創りつづけてきた自治体の歴史的経過を学ぶために、本誌を編集した。職場や地域のなかで、広く学習の素材とされるならば、うれしいことである。